

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域福祉課	整理番号	24-7
処分の種類	扶養義務者からの費用徴収			
根拠法令条例等・条項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条			
処分の概要	被支援者に対して、民法の規定により、扶養義務を履行しなければならない者がいるときは、その義務の範囲内において、支弁した支援給付費の全部又は一部を、その者から徴収する決定			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽されているため)</p> <p>[参考]</p> <p>1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条</p> <p>2 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について」 (平成20年3月31日社援発第0331008号厚生労働省社会・援護局長通知) 第4-4 (1)~(4)</p>			
基準の制定根拠	—			